建設工事の入札参加資格登録をされている皆様へ

平成 24 年3月 22 日

中間前金払制度の導入について

建設業を取り巻く厳しい経営環境をふまえ、受注者の資金調達の円滑化を通じて公共工事の適正な施工が確保されるよう、平成 24 年４月から、下記のとおり中間前金払制度を導入しますのでお知らせします。

記

１　制度の概要

- これまでの着工時の前金払（契約金額の４０％）に加え、下の要件を満たす場合に、保証事業会社の保証を条件に、契約金額の原則 20%＊1 を追加で前金払します。
- これまでの部分払と中間前金払とのいずれかを、受注者が契約時に選択＊2 します。

＊１　契約金額のうち２億円までの部分は 20%、２億円を超える部分は 15%に相当する額を支払います。限度額は１億３千万円です。

＊２　部分払を選択した場合は中間前金払を請求することはできません。また、中間前金払を選択した場合も、原則、部分払を請求することはできません。

要件

① 契約金額が 100 万円以上で、工期が４ヶ月以上の工事であること
② 既に前金払（契約金額の 40%）の支払いを受けていること
③ 工期の２分の１を経過していること
④ 工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべき作業が行われていること
⑤ 工事の進捗出来高が契約金額の２分の１以上の額に達していること

※①～⑤の全ての要件を満たすことが必要です。

《中間前金払の主なメリット》

- 比較的簡単な手続きで工事代金が受け取れます。（部分払のような出来高検査は不要です。）
- 出来高検査による現場の中断を回避できます。

《制度イメージ》

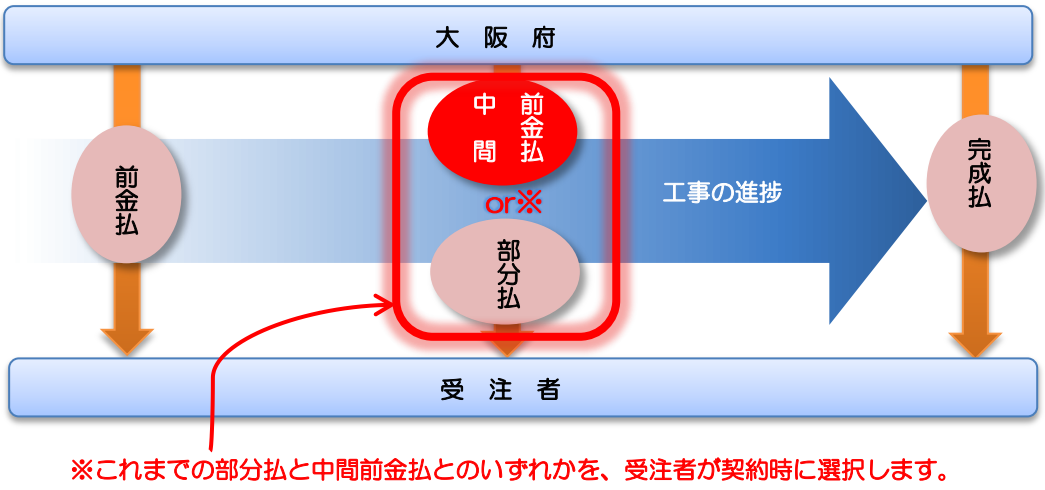

２　手続き（指定様式のダウンロード）

（１）「中間前金払と部分払との選択に係る届出書」の提出

受注者（落札候補者）は、中間前金払と部分払のいずれの支払を受けるかを選択し、府に届出ます。

※　部分払を選択した場合は中間前金払を請求することはできません。中間前金払を選択した場合は、原則、部分払を請求することはできません。

（２）「中間前金払認定請求書」、「工事履行報告書」及び「出来高報告書」　等　の提出

受注者は、府が求める資料一式を揃えて、中間前金払の要件を満たしていることの確認を、府に請求します。

（３）「中間前金払認定調書」の交付

府は、認定請求（資料）に基づき要件を満たしているかを確認し、原則 10 日以内（閉庁日を除きます。）に、受注者に認定調書を交付します。

※　部分払のような出来高検査は行いません。ただし、提出を受けた資料に疑義がある場合は、追加資料の提出及び現場立会を求めることがあります。

（４）　保証事業会社への中間前金払保証の申込み

受注者は、保証事業会社に中間前金払保証の申込をし、保証証書の発行を受けます。

（保証事業会社への申込みには、府が交付した「中間前金払認定調書」が必要です。また、**所定の保証料がかかります。**）

（５）　中間前金払の請求書の提出

受注者は、保証事業会社が発行した「中間前金払保証証書」を添えて、中間前金払の支払請求書を提出します。

（６）　中間前払金の振込み

府は、支払請求を受けた後 30 日以内に、受注者の預託金融機関に中間前払金を振込みます。

３　備　考

詳しくは、公共工事の前金払に関する要綱をご覧ください。

《問い合わせ先：総務部契約局建設工事課　代表 06−6941-0351 内線 5358、5334、5332》